

福島第二原子力発電所4号機の安全確保に係る取組状況について

平成19年2月16日

東京電力(株)福島第二原子力発電所4号機(以下「当該機」という。)は、平成18年9月21日から平成19年2月中旬までの予定で原子炉を停止し、第14回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

当該機においては、原子炉再循環系配管について継手部の超音波探傷検査及び応力腐食割れ対策を実施するとともに、タービン系配管等について長期計画に基づく配管肉厚測定を実施するなど、トラブル再発防止の取組みが進められ、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。また、非常用炉心冷却系統ストレーナ閉塞問題を踏まえ、圧力抑制室ストレーナを大容量のものに取り替えるなど、予防保全の取組みが行われている。

一方、当該機において、昨年11月、改造工事に伴う発電所の部門間の情報共有が不十分であったため、放射能測定が未実施となったトラブルの発生、また12月には、重要警報の発生時において運転責任者への報告が遅延したことは、発電所の運営面において依然として改善の余地があることを示している。

また、県内原子力発電所においては、先月来、原子炉起動時のトラブル、放射性物質のトリチウムが他系統へ混入したトラブルの再発、さらに、原子炉停止時の誤操作による出力変動など、相次ぐトラブルが県民の不安を招いていることを十分に認識し、当該機においても、県民の安全・安心を最優先にした運転管理や、トラブルの再発防止対策を徹底する必要がある。

また、一昨年に発覚した福島第一原子力発電所 6 号機可燃性ガス濃度制御系の流量計の不正等に引き続き、昨年末からこれまでに同発電所の 5 プラントにおける温排水関連のデータを含め、多くのプラントで多数の検査データが長期にわたり改ざんが行われていたことが判明し、これらの改ざんが一連の不正問題以降の点検においても明らかにされてこなかったことは、県民の信頼を大きく損ねるものであり、過去の不祥事、悪しき対応を一掃するよう事実関係について協力企業も含めて徹底した調査を行うとともに、再発防止対策を着実に実施し、組織風土の改革に真剣に取り組むよう改めて申し入れるものである。

今後、当該機においては、起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、再発防止対策の実施状況等を確認していくとともに、慎重かつ確実に対応していくこととする。